

MTDLP研修関連のQ&A

Q1 基礎研修の受講から1年以内に実践者研修を終了しないと、基礎研修の受講歴は抹消されますか？

A1 受講歴は抹消されません。ただし、生活行為向上加算の算定要件がなくなります。その場合、事例報告会で事例報告をした時点から算定要件が復活します。

Q2 実践者研修を受講しないと基礎研修は終了しませんか？

A2 実践者研修とは、事例報告をするために、基礎研修で学んだことや、協会から発行されるMTDLP関連の書籍等をもとに各自で学習を進めていただくものになります。その後、事例報告をしていただきますと、基礎研修終了となり、終了証発行手続きが行われます。

Q3 富山県の事例検討会に参加したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A3 事例検討会の案内は県士会HPで掲載しています。また、各施設での勉強会形式で実施される場合は、ファシリテーターを要請していただくことで実施可能です。詳しくは下記担当者へご連絡ください。

Q4 平成26年に実施された基礎研修で概論もしくは演習のみ受講しています。その場合、受講していない部分のみを受講することは可能ですか？

A4 できません。再度1日通しての基礎研修を受講していただくこととなります。

Q5 算定要件は事例報告後に、終了証が届かないと算定できませんか？

A5 事例報告をした日付から算定することが可能です。終了証が手元に届いていなくても大丈夫です。

そのほかご質問がありましたら下記担当者にご連絡ください。

富山県MTDLP推進委員
藤井 暁子
富山医療福祉専門学校
TEL : 076-476-0001
Email : fujia@tif.ac.jp